尼崎市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和2年5月25日 午後3時37分~午後6時35分

2 出席委員及び欠席委員

 出席委員等
 教 育 長
 松 本 眞

 教育長職務代理者
 礒 田 雅 司

 委 員
 仲 島 正 教

 委 員
 杰 田 垣 亘 世

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長 白 畑 優 管 玾 部 長 梅山耕一郎 施設担当部長 山口泰範 学校教育部長 東 政信 学校教育部次長 宮 原 久 弥 事務局参与 北垣裕之 学校給食担当部長 山木 聡 社会教育部長 安田博之 企画管理課長 中島章仁 員 課 長 中道隆広 職 設 課 長 施 松崎純治 幼稚園・高校企画推進担当課長 今 井 八 州 男 学校教育課長 平岩健太郎 保健体育課長 赤松利信

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1)議案第32号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第33号 職員の人事について
- (3) 議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (4) 議案第35号 令和3年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について 日程第3 協議・報告
- (1) 6月1日からの学校の再開について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時37分、教育長は開会を宣した。

松本教育長本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第32号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算 について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の 議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第32号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第2「議事」の「議案第33号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第33号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第2「議事」の「議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって、「議案第34号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長

企画管理課長でございます。4月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般 ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長

報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長

質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。 4月定例会及び臨時会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。 次に、日程第2「議事」の「議案第35号 令和3年度使用尼崎市立学校教科用図 書の採択に関する基本方針について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。 学校教育課長

学校教育課長でございます。「令和3年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関す る基本方針」についてご説明させていただきます。今年度の採択対象教科は、義務教 育においては、資料28ページをご覧ください。中学校10教科全16種目で、特別 の教科 道徳を含んでおります。国語においては、「国語」と「書写」、社会においては、 「地理」と「歴史」と「公民」と「地図」、音楽においては、「音楽」と「器楽」、技術 家庭においては、「技術」と「家庭科」と種目が分かれますので、10教科全16種目 となります。また、特別支援学級の附則9条本、あまよう特別支援学校の小学部・中 学部の附則9条本、市立高等学校、あまよう特別支援学校高等部となります。まずは じめに、「令和3年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方 針」について説明いたします。17ページをご覧ください。基本方針の最初の3行に つきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。資料の 25から27ページにあります、「兵庫県の教科用図書採択に関する基本方針」及び「尼 崎市教育振興基本計画」など、尼崎市の教育における基本方針を踏まえることで、尼 崎の子どもたちの成長を促す教科書を、公正に採択するものであります。17ページ の1から6には、採択についての基本的な考え方等を書いております。では、今年度 採択すべき教科用図書についてご説明します。17ページの5をご覧ください。採択 すべき教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および施 行令 によって定めており、まず(1)の小学校の教科用図書については、令和元年 度と同一の教科書を採択いたします。次に(2)の中学校については、本年度が採択 替えの年にあたるため、各教科新たに採択を行います。また(3)の特別支援学校小 学部・中学部及び特別支援学級において使用する「一般図書」については、児童生徒 の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて毎年 度に採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料も参考に、個々 の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択する ことになっております。続いて18ページをご覧ください。選定にあたっての評価項 目を示しております。特に、配列の2行目「児童生徒が主体的に学習できるような工 夫があるか」、分量の2行目「練習問題等が十分確保されているか」、装丁の1行目「ユ ニバーサルデザインについて配慮があるか」などが、採択のポイントのひとつとなり ます。次に19ページをご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別 支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。こちらにつ きましても「義務教育諸学校」に準じた内容となっておりますが、異なる点としまし ては、採択期間に関する定めがないため、毎年度、採択替えができることと、各学校 に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査 審議し、選定した教科書を申請することです。そして、この申請に基づき教育委員会 で採択していただくことになります。次に21ページをご覧ください。教科用図書採 択の仕組みをまとめてあります。基本方針で示したとおり、尼崎市教育委員会は、義 務教育諸学校教科用図書選定員会から報告を受けて採択します。また、市立高等学校 等の教科用図書選定委員会から申請を受けて採択を行うことになります。21ページ の真ん中あたり「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第1

4条をご覧ください。教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度 の8月31日までに行わなければなりません。続いて第15条をご覧ください。同一 の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校においては、一般図書を除き4年と なっております。続いて22ページの採択周期をご覧ください。中学校においては、 今年度が、従来の教科に加え、「特別の教科 道徳」を含む教科用図書の採択替えの年 にあたります。特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級において使用する学校 教育法附則9条の規定による「一般図書」については、さきほど基本方針の説明の際 に述べたとおり、毎年採択替えとなります。続いて、採択までの流れ・日程をご説明 いたします。本日の教育委員会において「令和3年度使用尼崎市立学校教科用図書の 採択に関する基本方針」をご審議いただき、それに基づいて6月1日(月)に第1回 教科用図書選定委員会を開催します。その後、6月2日(火)、3日(水)に専門部会 を開き、各専門部会の調査審議をいたします。各部会からの報告を受け、6月29日 (月)に第2回、7月3日(金)に第3回の選定委員会を開き、報告書を作成いたし ます。その後、選定委員会から提出された報告書(義務教育諸学校)・申請書(高校・ 特別支援学校)と、教科用図書の見本等を教育委員の先生方に事前にご覧いただき、 7月27日(月)の定例教育委員会において採択いただきたいと考えております。参 考資料といたしまして23、24ページに「尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例」、 25から27ページに「県の基本方針」、29、30ページに「令和2年度使用教科書 一覧」、31ページに「第3期 ひょうご教育創造プラン (概要版)」、32ページから 「教科書採択事務処理」に関する文科省の通知をつけております。以上で教科用図書 採択の方針についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたし ます。

松本教育長

説明は終わりました。毎年度、採択を行うが、今回は4年に1回の採択替えとなります。6月以降実務的に審査が行われ、7月の教育委員会で正式に諮ることとなり、その初めの段階となる基本方針を審議することとなります。では、これより質疑に移ります。発言はございませんか。

德山委員

昨年度の小学校教科書採択の時に、QR コードがついている教科書とついていない教科書があったが、採択評価項目の何処かに ICT のことやプログラミング教育の内容を盛り込んではどうか。

太田垣委員 ユニバーサルデザインは、どのようなもので、狙いはどこにあるのか。

学校教育課長

教科書のQRコードについては、今回のコロナにおける自宅学習において、QRコードが付いていることで学習が進めやすくなったという事実もございました。また、プログラミング教育においても、小学校では算数と理科でプログラミング教育を実施しておりますので、中学校におきましてもその観点を取り入れたいと考えております。ユニバーサルデザインについては、具体的には、例えば、教科書のフォントで、児童生徒が視覚的に入ってきやすいフォントであったりとか、色覚的なもので数字や文字を多様な生徒が識別できるものを意識しております。色覚で言えば、例えば、緑の黒板

に赤色チョークで文字を書くと見えないもので、そういったところを配慮した中でユニバーサルデザインの観点を入れさせていただいております。

太田垣委員 QR コードやプログラミング教育は、詰め込み教育の緩和に繋がるか。

学校教育課長 現在の教科書においても、決して無理な分量ではなく、子どもたちにアクティブラーニングを促すような題材配列となっております。QR コードについては、より一層その理解が深まったものと認識しております。プログラミング教育についても、子どもたちが論理的な思考や試行錯誤しながら取り組める仕掛けになっていると認識してお

ります。

徳山委員 自宅学習において、QR コードがあると、話が広げやすくなると感じた。

松本教育長 QR コードは新しく導入されたため、QR コードで見られるサイトが充実しているところ、そうでないところの差があると感じます。

太田垣委員 QR コードを利用して、学習のモチベーションが上がればよいと思うのですが、それによって意識が離れるとよくないと思う。

徳山委員 学校でQRコードを使用して先生が授業を進めているのですよね。

松本教育長 まだ QR コードの使い方は確立されていない。家庭で使うのか、子どもが自習用で使 うのか、先生が授業で使うのか。これから少しずつニーズと共に進化していくのかと 思います。

仲島委員 今回コロナによる休校が長引いたこともあり、今後は子ども自身が「自ら学ぶ」ことがより重要になってくる。教科書の選定も「教師が教えやすい教科書」から「子どもが学びやすい教科書」への転換が必要だと思う。去年と同じ感覚ではなく、子どもの立場に立って、主体的に学習できる教科書を選定委員会で審議してほしい。2点目は、中学の道徳ノートについて今一度確認してほしい。小学校は道徳ノートを使用していないが、中学校は使用している。前回そのことを確認したら、「中学校は道徳の授業に慣れていないことから、道徳ノートを使いながら授業をしたい。」と説明があった。実際に道徳ノートを使っての授業はどうだったのか?これからも授業の進め方として必要かどうか今一度確認をお願いします。3点目は、日程の件についてです。7月27日の教育委員会で採択されない場合もある。過去にも予定通りの日程で採択されなかったことがあった。事務局も選定委員会においても日程については確定ではない認識を持っていただくようお願いします。

徳山委員 確かに、いきなり7月27日に採択となったら、選定委員会の視点が分からず、意 図がずれる。 松本教育長

教育委員会が採択を決定することをより明確にするため、17ページの2の文言を 今回より「報告に基づき、教科用図書を採択する。」を「報告を踏まえて、教科用図書 を採択する。」に変更しました。

礒田委員

QRコードは、選定委員会において QRコードのアクセス先について確認していただきたい。昨年度、商業サイトへ誘導するような QRコードがあった。また、ユニバーサルデザインについては、教科書の裏には「ユニバーサルデザインに配慮されています」と文言があるが、尼崎市としては、どの部分を合格点としているのかを確認してほしい。最近、オレンジや赤色の暖色系の色は見えにくいと聞いたことがある。また、フォントは、UDフォントを採用しているのか。そういった点をユニバーサルデザインの尼崎市の基準を明確にしてほしい。

学校教育課長

委員からご説明のございました、UD フォントについては、子どもたちにとっても、入ってきやすいという情報は把握しております。UD フォントが必ず良いかどうかは別として、UD フォントが使用されているかどうかは意識したいと思っております。暖色系については、確認してまいります。また、QR コードのアクセス先についても確認しながら進めてまいります。

礒田委員

昨年度、採択が終わった後に、新聞で目にしたのだが、教科書問題で虚偽の報告の あった会社が2社あったかと思うが、神戸市や西宮市は、その業者を除外されていた と思うが、尼崎市はどうだったのか。また、今年度のその業者への対応を含めて確認 していただきたい。

学校教育長

確認いたします。

松本教育長

議案第35号をここで採決するための確認としまして、徳山委員からの発言で、「ICT の活用」と仲島委員からの発言で、「臨時休業を踏まえて子どもが学ぶ視点」は、採択の参考事項か構成に入れたらいいと思うのです。私自身も中学校を見て感じるのですが、黒板で教える一方的な授業が多いと思う。また、新しい指導要領に基づいた初めての教科書となりますので、「主体的・対話的で深い学びの」へ誘導できることを想像して教科書採択してもらいたい。今回の休校で分かった、「学校で学ぶ意義」とは、「人と人の意見がぶつかり合う」というところだと思いますので。今言った3点を評価項目に盛り込んで修正をお願いしたいと思います。その他QRコードの確認、道徳ノートの必要性も含めた再確認、日程案、教科書採択にあたっての指導対象会社の手続き上の問題の確認をお願いします。また、ユニバーサルデザインについては、ISOでないけれども、なにを基準にユニバーサルデザインと名乗れているのか。ユニバーサルデザインにランクがあるのか。赤色、緑色・暖色系の色覚だけなのか、文字の形だけなのか、医学的な問題と認証の仕組みの問題とレベルの問題とあると思うので、中身までしっかり確認をお願いします。

徳山委員 プログラミングは、算数・理科に入っているということですね。

松本教育長 中学校の場合は、技術に含まれています。プログラミングについては ICT 活用の中 に含まれる形になると思います。

松本教育長 今の内容を事務局で修正いただき、私の方にお預けいただく形でよろしいでしょう か。

教育委員 異議なし

徳山委員 スタディサプリは教科書と連動しているのか。

学校教育課長 教科書に沿っているものではございません。

徳山委員 スタディサプリの位置付けが混乱してしまうのでは。

学校教育部次長 スタディサプリは休校期間中の補填として導入したもので、現時点ではライセンス 期限が今年度末まででございます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。「議案第35号」は、一部修正 ということで教育長預かりとさせていただいた上で、全体の方向性については、ご異 議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第35号」は、今申し上げた通り全体の方向性については可決いたしました。次に、日程第3「協議・報告」の「6月1日からの学校の再開について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。宮原学校教育部次長。

学校教育部次長でございます。「6月1日からの学校の再開について」をご覧ください。新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施している学校園の臨時休業につきまして、去る5月21日(木)に国から示された兵庫県における緊急事態宣言の解除及び同日兵庫県から示された県内の学校に対する休業要請の解除を受けまして、引き続き感染予防には十分に配慮する中で、6月1日(月)から学校園の教育活動を再開いたします。ただし、特別支援学校につきましては、6月8日(月)から再開といたします。ただし、再開後2週間につきましては、クラスの児童生徒を2グループに分割した分散登校とし、学校生活に徐々に慣れさせるため授業時間も短縮いたします。3週目以降につきましては、通常授業の形とし、小学校については給食を再開します。なお、学校再開後も今後の感染状況が再度悪化したような場合には、国や県の考え方

も考慮する中で変更する場合もあり得るものでございます。まず「1学校再開に当た っての配慮(重視)事項」でございますが、(1)長期休業期間を経た子ども達の様々 な影響が懸念されることから、感染予防の面においても、長期休業に伴う生活習慣 の乱れ、睡眠不足、運動不足等による一定の免疫力の低下が懸念されますので、い きなり体力面、学習面、精神面な負担を伴わない漸進的な再開の形といたします。 また、学習活動と並行して、児童生徒への作文や面談等を通じ、休業による心や身 体、学習環境への影響などを出来る限り把握し、必要な子ども達についてはそのケ アに努めていくものでございます。なお、本取組みにつきましては、先週から始ま りました分散登校日を活用して既に実施している学校もございます。(2)現在のコロ ナ感染症対策に求められる予防策(国のガイドライン等)を満たした学校運営体制 といたします。また、再開後2週間は教室の密度に特に配慮いたします。(3)保護者 や児童に感染の不安を想起させないよう、再開の形や感染予防策(感染者が生じた 場合の対応方針を含む)につきましては特に丁寧な説明や配慮を行います。(1)から (3)につきましては、添付致しております学校・保護者向けの通知文にも詳しく記載 しているところでございます。(4)ですが、再開にあたりまして、再開日程、給食の 開始日、夏休みの短縮期間などにつきましては、近隣他都市との均衡にも一定配慮 を行っております。別紙をご覧ください。兵庫県、阪神間全ての市が、6月1日か らの再開となっており、ほとんどの市が3週目から通常再開となっております。ま た、夏休みの短縮につきましても、類似しております。次に「2分散登校の形態」 でございます。幼稚園につきましては、午前中に登園することで、週の前半・後半 に分けて分散しております。続いて、小学校・中学校・高等学校につきましては、 再開にあたって各校長先生方のご意見を伺った中で、毎日登校させたいという意見 もございまして、午前・午後の分散パターンとしております。Aグループが午前中 に登校して3校時の授業を行い下校する。下校後に教室内を消毒したうえで、次の Bグループが登校する形で毎日登校するものです。なお、グループの分け方につき ましては、クラスの中での出席番号や五十音順や通学の地域等、学校の事情に合わ せて決めていただいくこととしております。また、この間の給食・弁当につきまし ては未実施です。小学校については、児童ホームは運営しております。放課後こど もクラブは実施しません。続いて「3夏休みの短縮」についてでございますが、長 期休業による授業の遅れを補充するため、次のとおり夏季休業日を短縮して授業を 行います。(1)小学校は、8月1日から17日までの17日間で、通常は、7月21 日から8月24日までの35日間でございますので、18日間の短縮となります。 また、この間、簡易な形ではございますが、7月20日から30日まで、及び、8 月24日から31日まで給食の実施を予定しております。給食の再開については、 保護者、学校から再開の声が多く寄せられたことから一定工夫をしていきたいと考 えたものです。(2)中学校につきましては、さらに1週間短縮しまして、8月8日か ら17日までの10日間でございます。小学校と同じで、通常35日間の夏休みで ございますので、25日間の短縮となります。次に(3)高等学校につきましては、短 縮の方向で校長会と調整しておりますが、期間については県立学校の扱いも参考に しながら後日決定いたします。「4部活動等」でございますが、感染予防をしなが

ら学校再開を優先するという考えから、分散登校期間中は部活動を再開しません。また、分散登校期間中は、学校開放や学校施設の目的外利用も再開しません。「5学校における主な感染予防策」でございます。(1)登校園の際は、検温を含め家庭における健康チェックを求めるとともに、学校園においても発熱や健康状態の留意に努めます。(2)当面の間は、発熱や体調不良、感染への不安を理由とした欠席については、欠席扱いとせず、出席停止扱いとします。また、学習の遅れを心配されるご家庭が無理に登校することのないよう、各学校で子どもたちへフォローをしていただきます。(3)施設内における密状態を避けるとともに消毒を徹底いたします。生徒・教員ともにマスクの着用・手洗い・うがいを徹底し、当面の間は机を同一の向きでの授業や給食とします。最後に参考としまして、これまでの経過を記載しております。3月3日から臨時休業を開始いたしました。その後、5月6日まで、5月31日までの2回の休業期間を延長しまして、6月1日からの学校再開となります。再開に先立ちまして、5月18日から週1回の分散登校日を実施しております。説明は以上でございます。

松本教育長

説明は終わりました。21日に、県の緊急事態宣言が解除され、22日に学校に通知する必要がございました。非常にタイトで、かつ、流動的に様々な情報から判断しなければならない事情がございまして、本来は教育委員会で協議したうえで公表すべきですが、スケジュール的な問題もあり、教育委員会へ事後の報告となったことお詫び申し上げます。一方で、今後の学校再開後の運用については課題が多くあると思いますので、皆様にご意見をいただければと思います。発言はございませんか。

徳山委員 給食が早く再開されることがありがたいと思う。

学校教育部次長 食材の調達に3週間かかることから、通常再開時には給食を開始することができます。これは最短での開始となります。

徳山委員 幼稚園は、登園する子が泣いて大変と思う。

学校教育部次長 幼稚園の意見としましては、慣らすためにも1日置きだと登園することが嫌になる ことから2日、3日の連続登園としているものです。

議田委員 Aグループが8時半に登校して、11時半頃までの授業の後に下校で、次のBグループが登校するのが12時半ぐらいですよね。その間1時間程度しかない中で、消毒もして検温等の体調管理もしたうえで、特に小学校1年生は登校指導、下校指導もある中の授業準備。先生方は非常に大変ではないか。

学校教育課長 1年生の3校時目は下校指導の時間となります。これは小学校長会でも申し伝えて おります。

学校教育部長 補足させていただきます。1年生は、帰りながらの安全指導も行いますので、3校

時目に下校指導と安全指導をするよう学校へお伝えしてます。地域によっては、自転車の通行がすごく多い場所もございますので、下校指導と安全指導で、子どもの命を守る指導の時間としております。

礒田委員 登下校時の見守りをしている時に、普段でも夏休みまでは非常に大変と思い見ていたので不安に思いましたが、少し安心しました。

学校教育部次長 オリエンテーションやクラス会を取り混ぜて徐々に学校に慣らしていただくように と学校長あての通知文には記載しております。

礒田委員 つまりは、3校時目までとなっているが、低学年に関しては2校時目までの授業と いうことか。

学校教育部長 3校時目は安全教育を行うこととなります。

仲島委員 低学年だけではなく、高学年でも大変。消毒や子どものケアも含めて非常に大変に なる。

礒田委員 教室以外にもトイレ等の消毒もあり、この2週間は本当に大変になる。

松本教育長 衛生面について、学校に伝えている内容を説明してください。

保健体育課長 お手元の資料「学校園生活マニュアル」をご覧ください。基本的には手洗いを徹底 させ、感染予防を図っているものでございますが、学校には子どもたちがよく触れる ドアノブやスイッチは必ず消毒するようにとお伝えしているところでございます。

仲島委員 教員の人数も少ないので大変。

議田委員 中学校は、教科担任制であるから手が空いている教員が手伝うことはできるが、小学校は時間が本当にない。校務員さんがお手伝いしていただくことはできるのか。

学校教育部長 手伝っていただくこともあるかと思います。3校時目を安全教育に使いますし、安心・安全にスタートするために3時間の時数は臨機応変に対応していただきたいと学校へお伝えしております。

仲島委員 1校時、45分が基本となるか。

学校教育部長 そうです。ただ、分散登校しかしていないので、子どもの状況を見ながら、子どものケアや担任との信頼関係を築くことを目的に、先程、学校教育部次長が申し上げたとおりオリエンテーションや学級作りが基本となります。

太田垣委員 夏休みの短縮する中で、熱中症対策は検討しているのか。

学校教育課長

夏休みの短縮については、何日短縮することで、授業以外でも大切な学校教育活動を行うことができるかを踏まえて設定したものです。熱中症対策としましては、換気しながらではありますが、全校エアコン完備しており担保されていると認識しております。また、登下校におきましても、子どもたちの様子を見ながら、水分を十分補給するよう指導いたします。

保健体育課長

コロナがなかったとしても、今年度から各学校へ熱中症計を配布し、学校での活動の制限を行う安全対策を実施予定でございました。また、マスクを着用することで熱中症になりうる危険性が高いことから、換気が適切に行われている環境のもとや、屋外においては、マスクを外すことも可能とすると学校へお伝えしているところでございます。

徳山委員 体育に関する宿題はないのか。

松本教育長家庭でできる縄跳びや自分たちでできるものはあります。

学校教育部次長 体育の授業では、距離を取ったうえで、マスクを着用しないという通知が国より発 出されております。

松本教育長中学校の夏休みの短縮された期間は、午前のみの授業になるのか。

学校教育課長 校長会でも話をしておりますが、小学校は、8月前半は夏休みとなりますので、中

学校も8月前半は午前中までです。後半は、8月18日から再開となりますが、小学校の8月24日の給食開始と合わせ、それまでは午前中までとなります。

次のも月とますの相及周和と自わせ、これはくは、前下ませてはりよう。

松本教育長 共有しておきたいのですが、行事をなんでも辞めたら良いわけではありません。私が把握している中止となった行事が、高校は、高校野球、インターハイ。中学校は、中体連。これは市も阪神も県も全国も部活関係の大会が中止となっております。また、文化活動も同様。その代替対策がマスコミ等でも議論となっていると思います。併せ

いる。その他、中止が決まっている行事等があれば教えてください。

学校教育課長 小学校におきましては水泳記録会が中止となります。市主催ではございませんが、 特別支援学級のなかよしキャンプも中止の報告を受けております。自然学校につきま

しては、2学期以降に延期したところでございますが、県教育委員会から泊を伴わない体験授業は可とすると連絡がありましたので、自然学校に行かず違った形で考えております。中学校のトライやるについては、福祉施設や事業所等に行かせずに、地域貢献活動をもって代替してよいとなりましたので、例えば、地域のボランティア活動

て、学校関係の行事もあり、市が主催している小体連や音楽会が既に中止が決まって

や学校内外の地域貢献活動として進めていきたいと考えております。 11 徳山委員体育大会は。

学校教育課長 体育大会は、教育課程となりますので市教委の方で一律に中止を指示することはできませんが、2学期以降に延期しているところや、規模を縮小している学校があるという情報は入ってきております。

中島委員 子どもたちにとって行事はとても大事な教育活動です。一律に中止と判断せずに、 その都度、柔軟に判断していただきたい。プールに入る感染のリスクはどうですか。 暑い中、出来ることなら少しでも水にも入らせてやることは出来ないのか。

学校教育部次長 国において、水中感染についてのリスクは低いと示されておりますが、6月まで健康診断が実施できておりません。

礒田委員 室内で行われる音楽会はどうなるのか。

学校教育課長 音楽は、歌唱指導、笛などの器楽指導については、時期をずらしている状況で、今まで通りのやり方ではできないと思います。ただ、教育課程でございますので、市教 委から中止する旨の連絡は考えておりません。

礒田委員 一定のガイドラインを示してあげないと、各学校によって、この行事があった、なかったという状況になるのでは。

松本教育長 確かにそうですね。具体的に議論は進んでいないのですか。

学校教育部次長 学校向けには、お手元の資料「学校園生活マニュアル」の特に配慮を要する教科として、理科や音楽について市教委の見解を示しているものです。

松本教育長 音楽においては、唄の占める割合は大きいと思うのですが、唄ってはいけないとなった場合どうすればよいのかとなると思います。課題です。

仲島委員 6月3週目からは40人学級となるが、絶対に密になる。これも大変。文科省には 一刻も早く30人以下学級を実現してほしい。

松本教育長 感染対策を行いきめ細かな対応を行い進めていくこととなる。

仲島委員 子どもだけでのクラスターは、あまり発生しないと言われていますね。

学校教育部次長 専門家会議においてもそう判断されております。

学校教育部長 富山市も学校外で感染したと発表がありました。6月1日の再開後、状況を見なが

ら、3週目通常再開できればと考えております。

仲島委員

夏休みの短縮の期間ですが、おおむね保護者の理解を得られる期間だと思います。 ただ、以前から伝えていますが、授業時数を取り戻そうと焦らないでほしい。指導要 領に定められた授業時数をとにかく確保しようとしている自治体や教育委員会もある が、目の前の子どもの様子やケアが一番大事であるので気をつけてほしい。標準時間 数を確保すれば力がつくものではない。阪神淡路大震災の時も授業時間数は足りてい なかったが、とくに学力は遅れていない。

松本教育長

ご参考までに、クライストチャーチの地震や東日本大震災の後の子どもたちの学力について研究した結果があり、その研究結果によれば、学力的には遅れておらず、むしろ社会的責任の意識が高まったという結果があります。我々は学力面のフォローはしなければならないが、このコロナという経験を教材にし、世界的衛生環境や社会的貢献や命の大切さを考えることが大事と思います。

太田垣委員 年間のカリキュラムは余裕をもっているのか。

学校教育課長 ゆとりはもっております。

松本教育長

コロナで各大会が中止となっております。中学生は、夏の大会で引退して受験となります。高校生は、基本夏の大会までで引退ですが、スポーツで大学に進学する子は 秋にも活躍のチャンスがあります。総体や中体連が中止となり披露する場が無くなる ので、活躍の場を保証できるかを考えていきたい。

礒田委員 野球は県単位で行うのでしたか。

事務局参与 高体連の中では、代替の検討はしておりますが、種目によっても異なります。中体 連も検討している段階です。また、詳細が決まりましたら報告致します。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長でございます。「教育委員会5月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、39ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。 5月7日、15日、22日に市長を本部長とし、各局長級を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策本部員会議がございました。また、市議会閉会中である5月12日に文教委員協議会があり、教育委員会5月臨時会で報告しました「新型コロナウイルス既実施取組について」を説明いたしました。次に、学校教育関係でございます。こちらも教育委員会5月臨時会でご説明しました、5月18日から22日の間

に、1回1時間程度の分散登校を実施しました。続いて、社会教育関係でございます。 5月21日から、これまでコロナウイルス感染拡大防止のため、全面休館しておりま した図書館及び図書室における図書サービスの一部を再開しました。また、5月23、 24日に市立小学校の校庭開放を実施しました。最後に、6月の主要行事予定表でご ざいますが、引き続き、コロナウイルス感染拡大防止のため、各行事が、延期、又は、 中止となっております。6月の市議会定例会が9日から24日まで開催される予定で、 10日から12日まで一般質問、17日に文教委員会がございます。また、教育委員 会6月定例会につきましては、6月22日15時30分から開催いたします。報告は 以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 校庭開放は大きな混乱はなかったか。

社会教育部長大きな混乱はございませんでした。

松本教育長 中学校も既に実施しているところがあるのですよね。説明をお願いします。

事務局参与 中学校は、登校した時に運動機会を与えている学校や、分散登校日の午後から運動 していたり、分散登校日とは別で運動していたり、学校状況に応じて対応してもらっ ております。

松本教育長 南武庫之荘中学校は、登校日の午後にグランドを解放して、運動の機会を与えたと 聞いております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。ここで、職員の入替え を行います。また、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~~~~~~以下 議事の大要は非公開とする~~~~~~~~ (「議案第33号」の内容については、職員課が別途作成)

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。 これをもちまして、尼崎市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時35分、教育長は閉会を宣 した。

尼崎市教育委員会5月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。